

総説

明治時代の地方政治と社会風土

一 近代神奈川の景観

ペリーの率いる「黒船」が浦賀に来航するなかで、日本の近代への幕が切って落とされたことは、よく知られている。それは、日本の国家に近代をもたらすことを予測させる鐘の響きであるとともに、今日の神奈川の県域に「驚天動地」にも似た驚きと社会変化を呼びおこすできごとであった。そればかりではない。沖繩に寄港した後、神奈川の地に外圧をもたらしたペリーの航跡を逆にたどりなおせば、神奈川を、やがて沖繩の地に固く結びつけていく前ふれにもなっていたといえよう。

このように問いかけるのはほかでもない。開港から明治をとおして、さらに現代の日本を語るさいに、これまでしばしばいわれてきたように、「文明開化」の脚光をあびた横浜を抜きにして考えられないというだけでなく横浜と、そして神奈川の近代の歩みを事実に基づいてあきらかにすることは、日本の各地域に逆に光をあてることができると思うからでもある。それだけに、わたしたちは、この地における近代のつくられかたと、その変化の軌跡をより克明に究明していく必要がある。

そこで、あらかじめ指摘しておきたいのは、開国により、一寒村の横浜が、異質な外国文明との結びつきをもちながら、この地の内部を変え、そして、横浜の景観の変化が徐々に神奈川の姿を変えていくという「近代化」の型をつくりだしていた事実である。もちろん、この「近代化」は、いわば、直線的に発展の道をたどっていったというのではなく、県民の生活の場

さまざまな問題をひきおこしていた。それは、「文明開化」のありかたや、あとでのべるように近代的な政治・経済制度の移植や交通形態の転換にともなう社会関係の変化が自然風土をつくりかえ、県民の生活環境を変えていくなかに現われている。

こうした事情を前提にすえて、近代の過程で自然と社会のかかわりかたの変容を浮きぼりにしていくためにも、ここで県下の自然の景観をえがいておく必要がある。あらためて説くまでもなく旧武蔵国と相模国からなりたつ明治前期の神奈川県域は、東京・山梨・静岡の府県と境をくぎりながら、北北東から西南にかけて秩父・丹沢・箱根という内ぶところのふかい山塊を擁し、東南から南にかけては、三浦半島の中にはさんで東京湾と相模灘に面している。そして、東京府寄りに北西から南西に貫流する多摩川から県央を南下して流れる相模川、県西の酒匂川をはじめ大小さまざまな河川が台地や平野を縫って海にそそぎ、これらを横ぎって、近代以前から東西を結ぶ東海道が走っている。この全国でも地の利をえた県域のうち旧相模国をとりあげても『新編相模国風土記稿卷之二』から類推すると、正保のころから元祿を経て天保年間にかけて、開墾地もひろがり田畑の作物の収穫も約五万石の増収となり、慶応年間にはさらに約二万石増え（木村礎校訂『旧高旧領取調帳関東編』）、生産力もたかまっていたとみてよい。しかも、田租のほか津久井方面の村びとたちは薪をとり炭を焼き、海岸沿いの住民は海の幸をとる、これらを進進し、さらには、東海道の宿駅、あるいは河川の渡場においては夫馬の課役とか、川越の夫をにない、自然の気候とか地勢を十分に活用しながら生活を営んでいたという。もちろん、この時代といえども、「窮民救ひ」を主眼とする武州一揆をはじめ、村びとの貢租をめぐる紛糾とか自然災害との厳しい血のにじむような格闘がくりひろげられていたことは、さまざまな史実のなかからうかがうことができる。わたしたちは、このように自然に働きかけて生産力をたかめながら幕藩体制下の政治や経済の矛盾を意識し、体制の重圧をはねのけて新しい時代の到来を模索しようとする庶民の動きのなかに時代の内発的発展の要因をとらえることができる。この傾向が顕著に表出するところに、開国という外圧による外国文明の流入は横浜を

中心とする地域を激しく変えていった。その変りざまは、街の景観にいちじるしく現われていた。『明治文化全集8 風俗編』のなかに収められている『横浜新誌初編』によると、外国人が居留し、商人がしげく往来するなかで、丘を切り開き、海を埋め堤を築いて橋をかけ、運河を掘り、横浜の街の様相を変えていった事情が手にとるよううかがえる。そして同書は、「鉄閣石楼を起」し、「互に新奇を競ひ共に華美」を演じ、「建築の美覺互相ひ映じ、華麗互に争ふ」と、みごとに描写していた。事実、山手の居留地では、洋風建築の各国の領事館や商館が並び「日本のなかの異国」の風情をかもしだし、道路幅の広い日本大通りのそばの県庁界限には、裁判所、電信局、駅通局、租税寮、瓦斯局、停車場、国立銀行などの洋風建築の官公庁等々が出現した。また、大江橋から馬車道・本町通りにはガス燈がとまり、新しい時代の横浜の夜を照らしだしていった。横浜の外貌がこのように洋風に変化していくありさまは、横浜の「文明開化」を象徴し、さらに、日本の都市のたえずまいを方向づけていく先きがけともなっていた。「横浜の明治」は、そのまま「日本の明治」の姿でもあった。その「文明開化」は、もちろん、街の景観にだけ示めされていたのではなく、明治政府が新しい文物制度・教育制度を移植し旧慣風習の禁止令をつぎとぎと打ちだしてくることを呼応して、断髪をはじめ人びとの生活上の風俗を変え、食生活にも肉食がくわわるといいうように洋風化しつつあった。「ザンギリ頭をたいたて見れば、文明開化の音がする」、このパロディめいた「ざんぎり頭の唄」は、民衆の側からとらえなおせば新しい時代の空気への複雑な心境を伝えている。

ところで、横浜の「異国情緒」に色どられた「文明開化」の動きは、この間、明治五年（一八七二）に新橋・横浜間に鉄道が開通して、東京との距離が短縮するにつれ、ひろがりを見せ、よりいっそう影響力と重みをもつようになっていった。それは、また、「文明開化」という横浜の「近代化」の風土の独自性が失なわれていく側面の現われでもある。

この横浜の「文明開化」の流れが変わるなかで、明治初年に時代の変化がどんなふうに県域に影響をおよぼしていたであろう

うか。まず、指摘しなければならないのは、これまでもしばしば語られてきたように、横浜の開港にともない、県北の藤野とおつて八王子から原町田を経て横浜につうじる「絹の道」が活況をていしたことである。県内外の養蚕地帯で生産される生糸を運ぶ商人が一獲千金を夢みてこの道を上り下りしていた。横浜は、この「絹の道」によって後背地との結びつきを強めていったのである。それは、開港による商品流通圏の拡大にはかならない。しかし、この反面、政府の打ちだす近代化政策と「文明開化」の潮流のもとで県民のおかれた状態がどういふものであったか、ここであらためて観察しておかなければならぬ。

当時、県下の情勢をみると、はなばなしい「文明開化」の潮流のかげで、明治維新後、諸物価は、通貨の価値変動と相互に刺戟しあいながら騰貴を続け、さまざまな民衆の生活に圧迫をくわえていた。とりわけ、太政官発行の金札相場が不安定であり、そのために、零細な商取引はとくに混乱し困難をきわめ、さらには、土地に課する税改正などへの思惑をはじめ生活にまつわる新制度への移行措置をめぐって、民衆の不平不満はつもりにつもっていった。このような事情は、片岡永左衛門がまとめた『明治小田原町誌』(翻刻版上)から手にとるように読みとることができる。維新変革後、旧土族もふくめて、民衆が生計をたてていくうえで困惑の渦中に巻き込まれ、疲弊しきっていく実情は、旧小田原藩の城下町小田原の特殊な姿ではなかった。おしなべて、どの地域にもほぼ共通した現象であった。とくに、農民の生命と生活の絆ともいふべき土地改革である地租改正の施行をめぐって、県下の各地で農民の不満が現われていたことは、よく知られている。たとえば現在、横浜市にぞくしている畑作の多い瀬谷村他六か村では、改正地租の算出方法が過酷であるとして権力の圧力に対抗し、瀬谷村戸長川口儀右衛門らは農産物の収穫を基準に「地価を公平」に評価すること、政府の定めた地価等級は公平を欠き、そのため、農民は「担税力」とぼしく「生活苦」に落ちいつていることを理由に政府に嘆願書を提出し、貧しい農民たちの反対運動とともに

大きな政治問題をひき起こしていった。この動きは、平塚市の真土事件とともに、民衆の不平不満を示めず頂点的なできごとであるが、「物情騒然」ともいいうべき民衆の動静は、地方資料をさぐっていくと随所に見られる。その背景としては、一八七〇年代の瀬谷村の農家の状態が示すように、中農以下の農家が、口減しのために子供を富農のもとに作男、作女として奉公にだしているという経済的貧困によっている（瀬谷区の歴史を知る会『瀬谷区の歴史』生活資料編(三)）。

「文明開化」の「陰」の部分がいかにか大きく長く尾をひいていたかは、一八八三（明治十〇）年六月、小田原駅（町）の戸長総代興津敬基名の上申書「市街情況」「土族ノ実況」が伝えるこの地の人びとの生活の逼迫状態ひつぱくからもうかがうことができる。当時、小田原が城下町であり、漁師町、宿場であることは、漁業が二百八十九名、魚商が八十八名、旅館・料理屋が六十四名、貸座敷が二十七名となっている職業構成から知ることができるが、もう一つ着目しなければならないのは、雑業従事者が二百八十四名を数えていることである。このころ、小田原駅五か町の人口は一万四千四百五十名、戸数が三千百十九戸であるので、これを基準に類推すると、雑業従事者は、漁業就業者について、この地では職業構成の比率が高いことになる。雑業従事者が多いのは、おそらく、このころの代表的な交通機関として人力車が百七十五台にのぼり、その「車引」が雑業のなかに数えられていたからであろう。問題はこうした大量の雑業従事者をふくめて、荒物七十七名、大工五十名、古着商四十七名、鳶職三十九名というように、零細な職業従事者が広い範囲にわたって点在していたという事実である。こうした実情のもとでは、小田原の活況を呼びびもどすことはとうてい困難であった。事実、「市街情況」は、松方デフレーション政策下の街の窮状について、近ごろ、旅行者がすっかり減り、旅館の営業がまえにもくらべて困難になり、そうかといって転業のあてもないありさまで、しかも、ほかの商店も、物価の下落により商品の売買で平均三〇割ほどの損失を受けているばかりか、購買力も落ち、また、労働者も工事がなくて苦境に落ちいり、すべて「困難不景況」であると報じていた。また「土族ノ実況」は、全戸

数の約四五割を占める千四百戸の士族のうち、生計を維持できるのはわずか三十二戸で、やがて生計の道を失うであろうとみられているのが九百八十九戸、飢餓寸前の戸数が八十三戸という深刻なありさまを伝えていた（『明治小田原町誌』上）。

「民力疲弊」の度が進むにつれて、不穏な社会情勢が県下の各地域をおおっていったことも事実である。その情勢は不況にあえぐ村々において、たとえば、秦野の山間部から津久井、三多摩方面の入会地をめぐる問題とか、農家の負債弁償問題の系争に端的にあらわれていた。『神奈川県史料五巻』に掲載されている「騒擾事変」は、大住郡堀山下村（現在 秦野市）における官有林を個人名義で買いうけるか村共有で購入するかという件をめぐるひき起こされた紛議とか、愛甲郡下の村々で負債者が不穏な零囲気をかもしだしていた状況を実によく伝えている。

このように経済的に荒廃に瀕している村々の姿と窮地にたつ村人の不穏な動きが底ぶかく、そのために、いかに社会が大きく揺れ動いていたかということは、県・郡の関係者のいくつかの書簡や内達が、この事態を「容易ナラサル儀」とみていたことから知ることができよう（資料編11近代・現代(1)一〇五—一〇八）。しかし、それ以上に着目したいのは、このような状況それじたいが、いわば、欧化風の文明化の潮流により自然と社会風土をぬりかえていく傾向とあいられないかっこうで、自然と社会制度をつくり変えていこうとしている事実である。しかも、この事態は、国家が率先して西欧の資本主義経済制度や政治制度を導入してくる過程でひき起こされた明治初年の「物情騒然」たる動きを引き継ぎ、結局は、近代における国家と地方、「官」と「民」、あるいは階級階層間で相対立する社会関係を示すものであった。

こうした社会情勢のもとで、明治十年代には、三多摩地域から県西の足柄下郡にいたるまで、県下一円に自由民権運動が澎湃としてたち現われたことは、よく知られている。「自由」と「民権」を要求する運動は、県会議員・豪農層を原動力とする国会開設の請願運動を引き金にして、地域から県議会をつなげる場で「立憲ノ政」をたて、「郡ノ進歩」をうながすというよ

うに、地域の発展を下からはかることを根底にすえて「立憲政体」の実現をめざしていた。この闘争は、各地の戸長をふくむ有力者たちにも影響をあたえ、さまざまな形での「政談講学」の集会をもちながら、自由党と改進黨の影響もあり、豪農を主体とする運動から、武相困民党のように「負債の全免」、「小作料の引下げ」を要求して激しい行動を訴える動きまでさまざまな形をとっていた。それほど、民権運動は、根ふかい世情の不安を鋭く反映していたのである。

経済上の困窮と公租の負担が農民の肩にふかく喰いこんでいる事情は、地租延納、未納分年賦払い、あるいは租税軽減のさまざまな請願が数多く提出されていることからもうかがえるし、さらに、一八八四(明治十七)年以降、県収税長に就任した添田知通の一連の文書からも推察することができる。添田は、農家経済をみるとき、まさに「危急存亡ノ秋」であるとしたため、米価が極端に低落するなかで、「四民共ニ財計不測ノ逼迫」をきわめて決定的に「衰退ノ状況」を現わしており、これにくわえて、暴風水災の被害を受けて、農民は「無上ノ困難」におちいつていると告げざるをえなかった(資料編11近代・現代(1)一七五)。添田の具申書のなかにみえるこの一節は、収税の渋滞と租税をいかに確保するかというその板ばさみの苦難の表明であるが、それにしても、社会の安定と発展をどうはかるべきかという問題が、県民にとっての「近代化」の最大の課題であった。したがって、「民力」の安定と向上をめぐる下からの抗争は、その後、横浜近郊の平場地帯の久良岐・橘樹・都筑三郡(現在 川崎市・横浜市)などの地価修正請願同盟会の組織化と運動、あるいは地租増徴案反対運動のなかに受け継がれていった。高座郡相原村(現在 相模原市)の助役で豪農の相沢菊太郎は、一八九九(明治三十二)年四月二十二日の「日記」に、地主は、今後五か年間地価修正のため「地価は減ずと雖も、税金は(二平の処分三厘歩)増殖し、負担の重き」に苦しみ、これを小作人に負わせようとしても、「一般小作人の困窮せる」事情を考えれば、地主が苦境にたち困難であるという「不平均」が生ずるのもやむをえないと書きとめていた。政府のとする明治中期における地租増徴・地価修正の手だては、こうしてまたあらた

な問題をひきおこし、やがて打ちだされてくる京浜工業地帯造成を中心とする工業化政策のもとで、「近代化」をめぐる対抗ベクトルは、さらに異った形で長く尾をひいていく。

二 政治制度づくりと社会関係の変化

神奈川の近代の足どりが激動に満ちていたのは、以上のべてきたことからつきない。というのは、県民の「郷土意識」をゆさぶるような県の制度づくりとその変更が明治の初年から中期にかけてひき起されていたからである。

そのもっとも大きなできごとが、一八九三（明治二十六）年四月に三多摩地域が神奈川県から東京府に移管になった、いわゆる「三多摩分離」にほかならない。この件について、内務省は、「東京府及神奈川県変更に関する法律案」を提出するにあたり三つの理由をあげていた。すなわち、三多摩の東京府への管轄変えは(1)東京市の新水道事業を達成するために、水源の保護と上流地域の衛生警察の取締りのうえから適切であること、(2)多摩川流域外の南多摩郡も、交通・地形のうえから移管が必要であること、(3)管轄の変更により民衆の租税負担に大差が生じないこと、これがその説明である。このうち、政府が重視していたのは、第一点であり、三多摩分離問題にかんする諸資料から判断しても東京市の人口の増大と水道事業問題、それに一八八六（明治十九）年のコレラ病の流行にまつわる苦い経験が背景になっていた。

しかし、この県境変更問題は、帝国議会の内外で激しい議論の的になったばかりか、県民にとっては寝耳に水のような観があり、とりわけ、三多摩とこの地域に隣接する村々に大きな波紋を投げかけていた。このようなできごととは、問題の性質の違

いと地域こそ異なるが、神奈川県民にとってみれば過去に三度にわたってひきおこされていたとみてよい。

その一つは、明治維新変革のさい、廃藩置県にかけて小田原藩の態度が「小田原評定」の語りぐさのように、二転三転し、そのため、小田原箱根戦役（箱根戦争）のあおりを受けながら、小田原宿および周辺の民衆たちが経験した動揺と困惑と新制度へのとまどいである。なかでも、長期間にわたる大久保氏の支配が終り、小田原藩知事大久保忠良が東京に去るにあたって、町年寄・町役人ら有志のなかに「時勢の変革は止不能」といえども、過去を回想しながら「暗涙に咽ひし者」もいたという光景は、その一面をのぞかせている（『明治小田原町誌』上）。その二は、一八七六（明治九年）の足柄県の廃止をめぐる小田原駅（町）とその周辺の民衆のなかにひき起した動揺である。この点は、もうすこし先でふれることにしたい。その三は、一八八八（明治二十二年）の市制および町村制の公布にともなう町村合併をめぐる生じた紛糾に現われていた。たしかに、町村制の施行にあたり内相山県有朋名の町村合併規準についての訓令で、かつての大区小区制から三新法体制下の町村にいたる町村一村落（自然村）を囲い込むかっこうで「小合併小独立」を避け「有力ノ町村ヲ造成」することを目的にかかげただけに、あちこちで難渋をきわめていた。合併町村にせよ、組合町村の形態をとるにしろ、実施の基準、資力支出の標準、町村予算の調整、修正などをめぐって意見の統一をはかることができなかつたし、さらに、地勢とか、これまでの生活、生産、社会関係を維持することを最優先において問題を考えがちであるので、どうしてもいざこざが絶えなかつたようである。足柄上郡の神山村、金手村、金子村の合併・独立をめぐる去就問題、都筑郡二俣川村他二か村の町村合併あるいは、橘樹郡下の下星川村、和田村、仏向村、坂本村の保土ヶ谷町への合併をめぐる係争事件、津久井郡中野村他四か村組合分離問題などは、町村制の施行そのものが、それぞれの地域の自然と生活慣行を主な内容とする社会風土と住民の生活感情を激しくゆさぶっている実情の一面を浮きぼりにしている（資料編11近代・現代(1)一三七―一四九）。